

苫小牧市総合計画

(基本構想・第6次基本計画)

平成30年

平成34年

2018 - 2022





はじめに

昭和23年(1948年)に市制を施行し、苫小牧市が誕生してから70年という節目の一年を迎えました。本年は、この節目から力強い一歩を踏み出し、丈夫でしなやかな新しい節を伸ばしていくための大切な一年となります。

苫小牧市総合計画(基本構想(目標時期：平成39年度(2027年度))・第6次基本計画(計画期間：平成30～34年度(2018～2022年度)))は、新しい時代に歩みを進め、理想の都市「人間環境都市」を実現していくために、今後の5年、そして、10年間における市民の皆様との協働によるまちづくりの指針として策定したものです。

70年前、人口3万3千人であった本市は、豊かな地域資源と先人のたゆみない努力と英知の結集によって、昭和44年(1969年)には人口10万人を突破し、現在は人口17万2千人を超える都市に成長を遂げました。また、北海道の海の玄関口「苫小牧港」と空の玄関口「新千歳空港」を擁する優れた交通アクセス性をいかし、北海道経済に大きな役割を果たす産業拠点都市として発展を続けています。

一方、全国的に人口減少と少子高齢化が加速度的に進行する中で、本市もその現実避けられず、今後、生産年齢人口の減少による税収減が予測されるほか、社会保障費の増や公共施設の更新費の増など、厳しい行財政運営が求められるものと推測されます。

地域を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、市民の価値観が多様化・複雑化する時代においても、先人が築き上げた苫小牧のまちを継承・発展させて、次の世代につないでいくためには、本市の現状をしっかりと認識し、まちづくりに取り組む必要があります。そして、直面する様々な課題に対して、施策を横断的・戦略的に連携させながら、効率的に解決を図っていかねばなりません。そのためにも、市行政のみならず、市民一人ひとりが主体となり、知恵を絞り、自ら行動していくことが求められています。本計画は、本市の方向性と施策を総合的に取りまとめたものであり、皆様とまちづくりを考え、実践していく上での共通指針に位置付けるものです。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な機会を通じ、貴重なご意見を賜りました市民の皆様を始め、苫小牧市基本構想審議会の皆様、苫小牧市総合計画市民懇話会の皆様、並びに多くの関係者の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年(2018年)3月

苫小牧市長 岩倉博文

人間環境都市の実現へ向けて

～ 誰もが住みやすく・心地よく活躍できる環境の構築を目指して ～

● 苫小牧市における人間環境都市の始まり

昭和48年(1973年)に、緑と太陽の大自然を擁するかけがえのない郷土を守り、人間を主体とした、公害のない、健康で安全な都市環境の創造を決意し、「人間環境都市」を宣言しました。同時に、本市で初めて定めた基本構想において、理想とする都市像に「人間環境都市」を掲げ、以降45年間、定義を少しずつ変えながらも、その理念を継承し続けてきました。

● 基本構想における人間環境都市の定義の変遷

①昭和48年(1973年)11月17日議決 基本構想

人間尊重の都市であり、豊かな大自然の中で、高度の福祉と文化、すぐれた機能を持ち、相互の愛情と強い連帯意識に結ばれた近隣社会を核として、市民のすべてが持てる能力を完全に発揮できる生きがいのある地域社会(前文より)

②昭和63年(1988年)3月18日議決 基本構想

人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、共に生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまち(第2章 理想の都市より)

③平成19年(2007年)12月7日議決 基本構想

人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、ともに生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまち(第2章 理想の都市より)

④平成30年(2018年)2月23日議決 基本構想

人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまち(第2章 理想の都市より)

● 今回の基本構想における人間環境都市に向けた思い

これまでの人間環境都市は、継続的な経済発展の下、主に自然と調和した快適な環境を保っていくことを意識したものでした。今回の基本構想では、このことに加え、人口減少と少子高齢化が進む時代の中で、家庭環境や雇用環境を含む生活環境においても、人々の希望を捉え、心地よく活躍できるまちづくりに挑戦し続けることを決意するものです。

■ 「福祉」、「ふくし」の表記について ■

この計画書では、次のとおり「福祉」、「ふくし」の表記を使い分けています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語 …… 「福祉」
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞 …… 「福祉」
- ③ 制度や仕組みを示す用語 …… 「福祉」
- ④ 支え合いや助け合いなどの概念を示す用語 …… 「ふくし」

■ 「障がい」のひらがな表記について ■

この計画書では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③ 学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語

基本構想

前文	3
第1章 基本構想の意義	4
第2章 理想の都市	4
第3章 基本構想の推進	4
第4章 まちづくりの目標	5
第5章 目標時期	5
第6章 人口の想定	5
第7章 施策の大綱	5

第6次基本計画

総論 13

第1 計画の名称	14
第2 計画の趣旨	14
第3 計画の期間	14
第4 計画の対象区域	15
第5 施策の範囲	15
第6 人口の想定	15
第7 計画の実施	17
第8 重点プロジェクト	18
第9 施策の体系	22

自治体運営 25

第1 市民によるまちづくりの推進 29

運営方針01 地域活動の促進	30
運営方針02 市民自治の推進	32
運営方針03 男女平等参画の推進	34
運営方針04 平和の推進	36

第2 健全な行財政運営の推進 39

運営方針05 行政組織の活性化	40
運営方針06 行政運営の効率化・適正化の推進	42
運営方針07 健全な財政運営と財政基盤の強化	44
運営方針08 広域連携の推進	46

部門別計画 49

第1 共に支え合い健やかに暮らすまち 53

■ 1 健康な暮らしの実現

基本施策01 保健予防対策の充実	54
基本施策02 医療体制の整備・充実	56

■ 2 地域で支え合う福祉社会の形成

基本施策03 地域福祉の推進	58
基本施策04 高齢者福祉の推進	60
基本施策05 障がい者福祉の推進	62
基本施策06 子育て支援の充実	64
基本施策07 社会保障の維持	66

第2 明日を拓く力みなぎる産業のまち 69

- 1 地域の特性をいかした産業の振興
 - 基本施策08 農業の振興 …………… 70
 - 基本施策09 林業の振興 …………… 72
 - 基本施策10 水産業の振興 …………… 74
 - 基本施策11 工業の振興 …………… 76
 - 基本施策12 商業の振興 …………… 78
 - 基本施策13 企業立地の促進 …………… 80
 - 基本施策14 観光の振興 …………… 82
 - 基本施策15 雇用・労働環境の整備・充実 … 84
- 2 産業基盤の整備促進
 - 基本施策16 新千歳空港の拠点形成強化と
周辺環境対策の推進 …………… 86
 - 基本施策17 港湾整備と
ポートセールスの推進 …………… 88
 - 基本施策18 苫東開発の推進 …………… 90

第3 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち 93

- 1 次世代を担う人材育成と高等教育の充実
 - 基本施策19 義務教育の充実 …………… 94
 - 基本施策20 高校・大学・
各種教育機関の充実 …………… 96
- 2 人が輝き文化の薫るまちづくりの推進
 - 基本施策21 生涯学習の推進 …………… 98
 - 基本施策22 市民スポーツの推進 …………… 100
 - 基本施策23 文化芸術の振興 …………… 102
 - 基本施策24 国際・国内交流の推進 …………… 104

第4 自然と環境にやさしいまち 107

- 1 自然と調和した快適環境の保全
 - 基本施策25 自然環境の保全 …………… 108
 - 基本施策26 公害の防止と地球環境の保全 … 110
 - 基本施策27 生活衛生の充実 …………… 112
- 2 廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現
 - 基本施策28 ごみの減量と
リサイクルの推進 …………… 114

第5 安全・安心で快適に暮らすまち 117

- 1 快適な生活環境の整備
 - 基本施策29 まちなかの活性化 …………… 118
 - 基本施策30 居住環境の充実 …………… 120
 - 基本施策31 上水道の整備・
健全な維持管理 …………… 122
 - 基本施策32 下水道の整備・
健全な維持管理 …………… 124
- 2 利便性の高い交通環境の整備
 - 基本施策33 道路の整備 …………… 126
 - 基本施策34 公共交通の充実 …………… 128
- 3 安全・安心な市民生活の確保
 - 基本施策35 消防・救急体制の充実 …………… 130
 - 基本施策36 防災体制の充実 …………… 132
 - 基本施策37 河川・海岸の保全と
河川の環境整備 …………… 134
 - 基本施策38 交通安全の推進 …………… 136
 - 基本施策39 防犯対策の推進 …………… 138
 - 基本施策40 消費生活の安定 …………… 140

基本構想



前 文

私たちのまち苫小牧市は、樽前山のふもと、太平洋の潮かおる勇払原野に位置し、日本初のバードサンクチュアリに指定されたウトナイ湖を有する自然豊かなまちです。本市は、明治末期に豊富な水資源や森林資源を背景に製紙工場が立地し、産業都市の基礎を形成しながら、国内初の大規模内陸掘込港の建設や新千歳空港の発展とともに成長を続けてきました。近年では、自動車関連企業や食関連企業など、様々な産業の集積が進み、北海道を代表する産業拠点都市として、北海道経済をけん引する重要な役割を担うまでとなりました。これらは、ひとえに本市の発展を願ってきた先人のたゆみない努力と英知の結集によるものです。

本市は、昭和48年(1973年)に基本構想を定めて以降、昭和63年(1988年)には産業構造や価値観の変化に対応し、本市の更なる発展の姿を展望するために、また、平成19年(2007年)には近い将来到来する人口減少時代を想定したまちづくりに転換するために、基本構想を改定し、理想の都市である「人間環境都市」の実現を目指してきました。

この間、我が国を取り巻く社会経済情勢は、今まで以上に目まぐるしく変化しています。インターネットの普及に伴いグローバル化が急速に進展し、国際競争が激化するとともに、地域紛争やテロによる経済の先行きの不安感が高まるなど、世界情勢は混とんとしています。国内においては、人口減少と少子高齢化が同時進行し、各産業における担い手不足や家庭内における子育て・介護の負担増などが顕在化しており、人材育成や就労・子育て支援などを通して、就労を望む誰もが働きやすい社会環境を整備していくことが求められています。こうした社会情勢の変化が本市のまちづくりに与える影響は大きく、これらの変化に柔軟に対応できるまちづくりを進めることが、今後も必要とされています。

私たちは、誰もがこのまちに誇りを持ち、世代や性別を超え、人権を尊重し、健康で生き生きと心豊かに暮らすことができるよう、また、明日を拓くたくましい産業のまちを築くとともに、豊かな自然と安心で快適な暮らしを未来の子どもたちに残していけるよう、理想の都市である「人間環境都市」を実現しなければなりません。

私たちは、「人間環境都市」の理念を継承し、新たな5つのまちづくりの目標を定め、その実現を目指すため、ここに基本構想を改定します。

第1章 基本構想の意義

この基本構想は、本市が目指す理想の都市や市政を総合的かつ計画的に推進するための施策の方向を明らかにするものです。

第2章 理想の都市

本市は、理想の都市を「人間環境都市」とします。

「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまちです。

第3章 基本構想の推進

この基本構想は、次の方針に基づいて推進します。

1 基本計画・実施計画の策定

本市の理想の都市を実現するための基本となる「基本計画」と、その実施に関する「実施計画」を策定します。

2 総合的かつ計画的な市政の推進

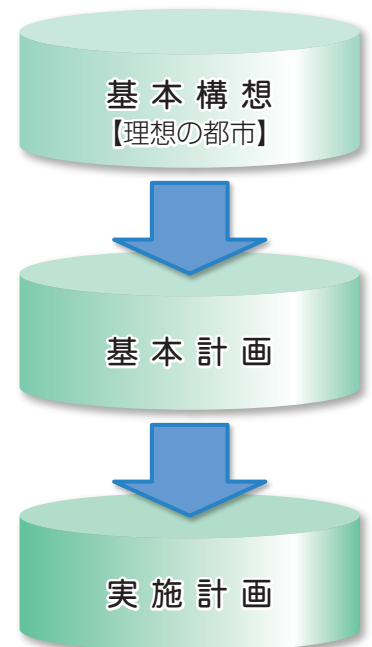
(1) 基本構想、基本計画、実施計画(以下「総合計画」という。)を、本市における総合的かつ計画的な市政運営の指針とします。また、本市が行う政策、施策及び事業は、法令の規定によるもの又は緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて行います。

(2) 行政部門別の計画については、総合計画との整合性の確保に努め、市政を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 総合計画の実施に当たっては、行政評価の基準を設定することにより、総合計画の進捗を適切に把握し、その内容の公開に努めます。

3 社会情勢の変化に応じた見直し

市政を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、基本構想の内容について見直すことができるものとします。



第4章 まちづくりの目標

「人間環境都市」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり設定します。

まちづくりの目標

- ① 共に支え合い健やかに暮らすまち
- ② 明日を拓く力みなぎる産業のまち
- ③ 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち
- ④ 自然と環境にやさしいまち
- ⑤ 安全・安心で快適に暮らすまち

第5章 目標時期

この基本構想の目標時期は、平成30年度(2018年度)から10年を経過する平成39年度(2027年度)とします。

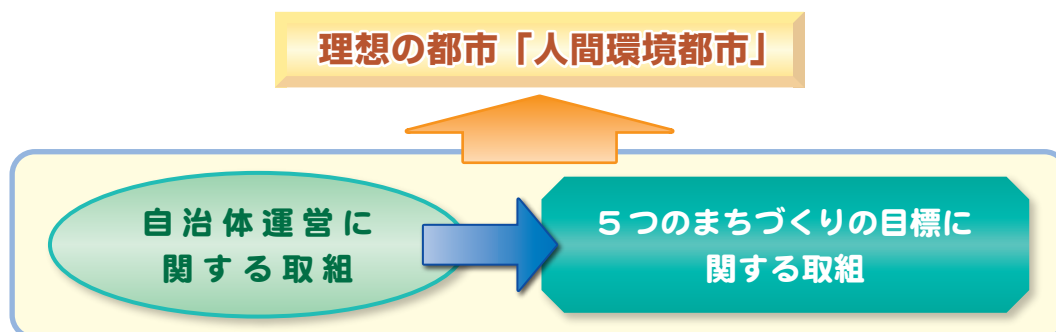
第6章 人口の想定

この基本構想の目標時期における本市の人口は、おおむね16万人台後半を想定します。

※ 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(平成25年度(2013年度)版)においては、平成37年(2025年)では約16万3千人、平成42年(2030年)では約15万8千人としており、当該研究所の推計からは、目標時期の平成39年(2027年)において、約16万1千人が見込まれるところです。この減少を抑制するために、平成27年度(2015年度)に策定しました「苫小牧市人口ビジョン」を踏まえ、若年層の転出抑制や出生率の向上を目指す取組を行うことにより、目標時期における本市の人口は、おおむね16万人台後半とすることを想定します。

第7章 施策の大綱

未来に向かって挑戦し続けるまちづくりに対応した「自治体運営に関する取組」を基本として、「5つのまちづくりの目標に関する取組」を推進します。



第1節

自治体運営に関する取組

～ 未来に向かって挑戦し続けるまちづくり ～

誰もがこのまちに誇りを持ち、地域活動への参加と市民が主体となったまちづくりを進め、男女平等と平和の精神を尊ぶまちを築きます。また、行政運営の効率化と財政基盤の強化を推進するとともに、広域的な連携による圏域全体の価値向上に努めながら、人口減少が進む将来においても持続することのできる「未来に向かって挑戦し続けるまちづくり」を目指します。

第1 市民によるまちづくりの推進

1 地域活動の促進

自発的な地域活動の支援や活動参加への意識醸成を図り、地域住民が主体となって、信頼と絆で結ばれた明るく住みよい地域社会を目指します。

2 市民自治の推進

市民の理解と参加による市政運営に努めます。また、多様な手段による情報共有を図り、市民参加や協働を原則とした市民自治によるまちづくりを推進します。

3 男女平等参画の推進

誰もが個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、あらゆる分野の活動に平等に参画し、その個性と能力を発揮できる社会を形成します。

4 平和の推進

世界の恒久平和を願い、平和意識の啓発を図ります。また、非核三原則の趣旨を尊重します。

第2 健全な行財政運営の推進

1 行政組織の活性化

市民ニーズを把握し、適宜、組織機構を見直します。また、職員の適正配置に努めます。さらに、能力や業績を重視した人事管理制度を構築し、公務能率の向上を図ります。

2 行政運営の効率化・適正化の推進

行政運営の効率化を追求し、行政費用の抑制と市民サービスの向上を図ります。また、ICTの利活用により、効率的・効果的な情報基盤の管理・運営に努めます。

3 健全な財政運営と財政基盤の強化

人口減少と少子高齢化の同時進行による市税収入の減少と社会保障経費の増大などの諸課題に対応できる健全な財政運営と財政基盤の強化に努めます。

4 広域連携の推進

行政サービスの向上を図り、広域的に共通する課題に対応するため、近隣自治体との連携を推進します。また、国や北海道との連携強化に努めます。

第2節

5つのまちづくりの目標に関する取組

第1 共に支え合い健やかに暮らすまち

子どもからお年寄りまで全ての市民が、家庭や地域社会の中で共に支え合い、生き生きと暮らし、成長していくことができる環境を整えます。また、心身共に健康的な生活を送りながら、必要に応じて十分な医療・福祉サービスを受けることができる「共に支え合い健やかに暮らすまち」を目指します。

1 健康な暮らしの実現

- (1) 健康的な長寿社会の実現や市民の健康づくりに向けて、「からだ」と「こころ」の総合的な健康づくりを推進します。
- (2) いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、高度な医療提供体制を整えます。また、地域医療の充実、在宅医療と介護の連携を推進します。

2 地域で支え合う福祉社会の形成

- (1) 地域福祉活動を行う市民や福祉団体、ボランティア団体などを支援します。また、相互に連携し、支え合いながら、生きがいと思いやりのある地域社会の実現に努めます。
- (2) 高齢者が地域で自立した生活を送れるように、地域包括ケアシステムの実現を目指します。また、支援が必要な高齢者と家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- (3) 障がい児者への福祉サービスの提供と自己実現を支援します。また、サービス提供基盤の充実やバリアフリーな環境の整備を進めます。さらに、地域全体での発達支援の体制を構築します。
- (4) 全ての子どもが心身共に健やかに、たくましく成長できる環境を整えます。また、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を提供します。
- (5) 健康で文化的な最低限度の生活を維持するために、国民健康保険、後期高齢者医療制度、生活保護などの社会保障制度の維持・適正管理を図ります。

第2 明日を拓く力みなぎる産業のまち

苫小牧港や新千歳空港を背景に、物流の拠点として、交通の要所として、北海道経済の発展を支え、地域に根ざした産業拠点都市を築きます。また、恵まれた自然環境をいかした農林水産業を育て、誰もがやりがいをもって安心して働ける場を広げ、安定した暮らしを実現します。さらに、魅力あふれる商店街づくりや観光地の形成などを通じ、「明日を拓く力みなぎる産業のまち」を目指します。

1 地域の特性をいかした産業の振興

- (1) 担い手の育成・確保に努め、農業経営の安定・向上を目指します。また、農業生産に必要な農地の確保とその有効活用により、農村環境の保全を図ります。
- (2) 国土の保全、水資源のかん養、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能を維持・増大させる施策を推進し、森林資源を育成します。
- (3) 水産資源の保護に向けた取組に努め、栽培漁業を推進します。
- (4) 産学官連携を一層強化し、技術力の向上・高度化、新技術・新産業の創出を支援することで工業の振興に努めます。また、エネルギー源の多様化を進め、エネルギーの安定供給を図ります。
- (5) 中小商業経営基盤の強化や経営の安定を支援し、商業者とともに地域に根ざした魅力ある商店街づくりを進めます。また、中小企業の振興を推進します。

- (6) ものづくり産業の集積や新産業・成長産業の展開を進め、雇用の創出・確保や地域経済の活性化につなげます。また、企業が快適に活動できる環境を整え、更なる発展を支援します。
- (7) 地元の豊富な観光資源を有効活用し、まちの魅力として積極的に情報発信することで、交流人口を増やし、にぎわいの創出と地域経済の活性化を目指します。
- (8) 雇用の安定・拡大と地元人材の育成・確保に努めます。また、職業能力開発体制の強化と勤労者福祉の充実を図ります。

2 産業基盤の整備促進

- (1) 新千歳空港を国内・国際航空輸送ネットワークの拠点として、国際競争力の確保・向上、安全・安心対策の継続的な実施のほか、空港周辺環境の整備促進と地域の活性化を推進します。
- (2) 港湾機能の強化やポートセールスの推進により港勢拡大を図ります。また、港の魅力を発信することでにぎわいを創出し、市民や観光客が親しみふれ合える港づくりを進めます。
- (3) 企業誘致に戦略的に取り組むとともに、地域特性をいかした新たな産業やプロジェクトの展開を推進し、更なる産業の集積を図ることで、自然と調和した苫小牧東部地域の開発を進めます。

第3 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち

未来を担う子どもたちが、個性や能力をいかし、自立した人間として成長していくために、学校教育を充実し、実社会や実生活で「生きる力」を育みます。また、市民一人ひとりが、幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、芸術、スポーツなどの様々な文化活動ができる環境を整え、「学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち」を目指します。

1 次世代を担う人材育成と高等教育の充実

- (1) 個性や能力をいかしながら、実社会で活躍できる力を育み、社会を支える自立した人間を育成するため、教育内容の充実と教育環境の向上を図ります。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学などの教育機関との連携を深め、地域で活躍する人材の育成に努めます。

2 人が輝き文化の薫るまちづくりの推進

- (1) 生涯にわたる学習機会を確保し、学習により豊かな心と自立の力を育み、その成果をいかすことのできる環境づくりに努めます。
- (2) 生涯スポーツの普及を図るとともに、スポーツをいかした交流人口の増加に取り組み、地域経済の活性化、活気あふれるまちづくりを進めます。
- (3) 文化芸術に接する機会の充実、活動の支援、環境の整備、文化財の保存を通し、心豊かに暮らしていくためのまちづくりを進めます。
- (4) 国内外における交流を深め、異なる文化を尊重できる意識の醸成を図り、多様性に富んだ豊かなまちづくりを進めます。

第4 自然と環境にやさしいまち

経済発展に伴い、地球規模で環境を取り巻く多様な問題が発生していることから、環境にやさしいライフスタイルの実現、資源循環型社会の形成など、環境負荷の軽減に向けた取組を積極的に進めます。また、自然環境の保全を通し、豊かな自然に恵まれた良好な環境を未来の子どもたちに引き継いでいく「自然と環境にやさしいまち」を目指します。

1 自然と調和した快適環境の保全

- (1) 豊かな自然を保護、保全し、自然との共生を図りながら、快適で潤いのある都市環境を確保します。

- (2) 大気・騒音などの環境監視の充実と規制・指導により、公害の未然防止に努めます。また、地球環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。
- (3) 衛生的な生活環境を確保するため、病虫害の発生防止やペットの適正な飼育について意識の高揚を図ります。また、霊園、霊葬場を整備します。

2 廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現

- (1) 市民・事業者・行政が一体となり、ごみの減量やりサイクルを推進します。また、効率的な収集・運搬や廃棄物処理施設の規模適正化に努め、資源循環型社会を形成します。

第5 安全・安心で快適に暮らすまち

地域社会の中で共に助け合い、生き生きと快適に暮らすことができる生活環境を整えます。また、自然と調和した個性的で魅力ある住環境と誰もが便利に移動できる交通環境の中で、災害などから生命と財産が守られ、安心して生活できる「安全・安心で快適に暮らすまち」を目指します。

1 快適な生活環境の整備

- (1) 苫小牧の顔となる「まちなか」の魅力創造と、にぎわいの創出を図る取組を進め、誰もが安心して暮らせ、地域の特徴をいかした誇りと愛着が持てるまちづくりを進めます。
- (2) 公営住宅の整備、適正な管理戸数の確保、長く住み続けられる住まいづくりを支援します。また、市民に親しまれ、誰もが安全・安心に利用できる公園・緑地を整備します。
- (3) 水道水の安定供給に向けた施設の保全・更新と災害対策を行います。また、水道事業の経営基盤の安定化を図り、安全でおいしい水を次世代へ継承します。
- (4) 下水道の計画的な維持管理や改築・更新を進めます。また、自然災害に備え、大雨対策や下水道施設の耐震性能の向上に努めます。

2 利便性の高い交通環境の整備

- (1) 都市生活と産業活動に欠かせない道路交通網を、社会情勢やニーズ変化に配慮しながら整備します。
- (2) 利用者ニーズに対応した公共交通サービスを提供します。また、効率的で利便性の高い持続可能な交通システムを構築します。

3 安全・安心な市民生活の確保

- (1) 強固な消防体制を維持するため、消防施設・装備の更新や火災予防体制の強化、消防職員・消防団員の効率的な配置・職務能力の向上を図ります。
- (2) 災害から市民の生命や財産を守るため、関係機関や市関係部局、企業・住民組織と連携した総合的な防災体制の確立を図ります。また、建築物の耐震化を促進します。
- (3) 河川や排水路における治水機能の充実と、地域の特性をいかした水辺空間の創出と保全を図り、良好な河川形成を目指します。
- (4) 市民が安心して外出し、安全に移動できるように、交通環境の整備や交通安全教育の充実、広報啓発活動の推進に努めます。
- (5) 暴力や犯罪から市民を守るため、防犯啓発や防犯活動を市民と一体となって推進し、防犯体制の充実を図ります。
- (6) 消費者意識の啓発と消費者保護対策の強化に努めます。また、生活必需品などの安定供給を図ります。

